

速度取締り指針

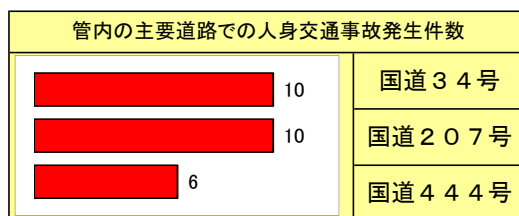
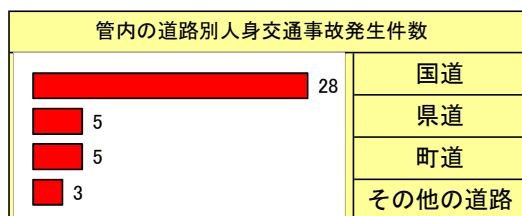
白石警察署管内の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	規制速度
国道207号	6:00 ～ 19:00	50キロまたは法定速度
国道444号	6:00 ～ 19:00	50キロまたは法定速度
主要地方道武雄福富線	6:00 ～ 19:00	40キロまたは50キロ

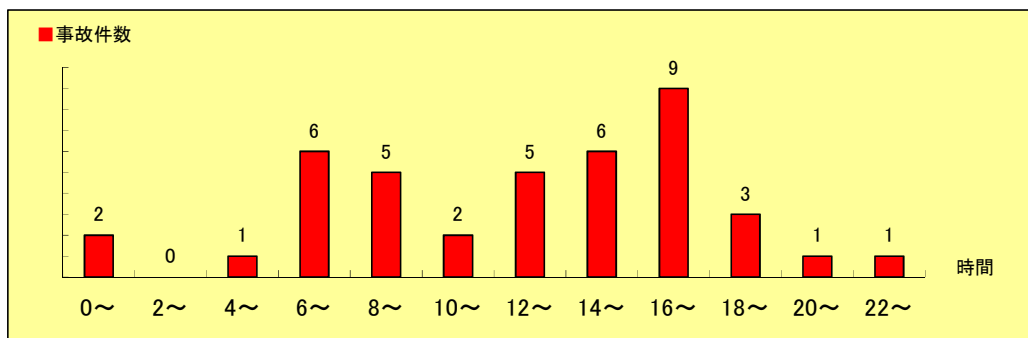
重点路線・時間帯以外であっても、交通事故防止のため、取締りを行います。

白石警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(令和8年1月～令和8年6月:41件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(令和8年1月～令和8年6月:41件)



- 白石警察署管内では、人身交通事故の約68%が国道で発生しています。
- 交通事故類型別では、追突事故が最も多く、人身交通事故の約41%を占めています。
- 町道で発生した事故は、すべて出会い頭事故となっています。

交通事故の原因別では、「前方不注視」が16件と最も多く、次いで「安全不確認」の6件、「一時不停止」の4件、「ハンドル・ブレーキ操作不適」の3件、「通行区分」の3件となっています。

その他の交通指導取締り要点

悲惨な交通事故を発生させないため、今後も脇見運転の原因となる携帯電話使用等違反や、重大事故に直結する一時不停止違反、信号無視違反といった交差点関連の交通違反のほか、横断歩行者等妨害等違反、シートベルト装着義務違反等の取締りを強化します。

